

1 マイナンバー制度の概要〔P153〕

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤となる制度です。

2 国税関係手続とマイナンバー制度〔P153〕

マイナンバー制度の導入に伴い、税務署に提出する、所得税等の確定申告書や個人事業の開業届出書などには、マイナンバーの記載が必要です。また、報酬や不動産の賃借料などの支払を受ける方は、これらの支払をする方が法定調書を提出する場合には、支払をする方に対し、マイナンバーの提供が必要です。なお、マイナンバーを提供する際には、本人確認（番号確認及び身元確認）のため、提供先である税務署や支払をする方などに対し、ご本人の本人確認書類の提示又は写しの提出が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの方は、カード1枚で本人確認が可能です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、例えば、通知カードと顔写真付きの身分証明書の提示又は写しの提出が必要です。

通知カードは、令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き、番号確認書類として利用可能です。

マイナンバー制度については、内閣府制作の点字・大活字広報誌「マイナンバー（社会保障・税番号）制度のご案内」もありますので、併せてご利用ください。